平成16年第２回竜王町議会定例会

平成16年 5 月24日
午 前 10時 00開 議
於　　議　　場

1　議　事　日　程

日程第１　　議第36号　　竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について
日程第２　　人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
日程第３　　竜王町選挙管理委員会委員および補充員の選挙について
日程第４　　東近江行政組合議会議員の選挙について
日程第５　　一般質問

一　般　質　問

1　生活交通路線（ＪＲバス）を守れ　……　若井敏子議員
2　日野川改修について　……　若井敏子議員
3　これからの町づくりに期待の思いをお聞かせください　……　若井敏子議員
4　職員政策研修の活動は？　……　辻川芳治議員
5　町の工事請負状況と格付等について　……　竹山兵司議員
6　農道等の舗装整備について　……　竹山兵司議員
7　普通河川を一級河川への格上げ等について　……　竹山兵司議員
8　第１回義経サミットの成果と今後の対応について　……　竹山兵司議員
9　学校が楽しくなるお誕生日の「リクエスト」給食等について　竹山兵司議員
10　公債費の今後の見通しについて　……　勝見幸弘議員
11　国民年金制度等について　……　川嶋哲也議員
12　安心・安全のまちづくりについて　……　川嶋哲也議員

２　会議に出席した議員（13名）

１番　中　島　正　己	３番　中　村　義　彦
４番　近　藤　重　男	５番　辻　川　芳　治
６番　寺　島　健　一	７番　圖　司　重　夫
８番　竹　山　兵　司	９番　岡　山　富　男
10番　西　　隆	11番　川　嶋　哲　也
12番　若　井　敏　子	13番　勝　見　幸　弘
14番　村　井　幸　夫	

３　会議に欠席した議員（なし）

４　地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	福島　茂	助役	住田善和
収入役	福山繁一	教育長	犬井久夫
総務主監	林　吉孝	企画主監	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	松尾　勲
総務課長	北川治郎	税務課長	杼木博子
生活安全課長	青木　進	住民福祉課長	西村喜代美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	三井せつ子	商工観光課長	川部治夫
建設計画課長	小西久次	上下水道課長	松村佐吉
教育次長	村地半治郎	学務課長	松浦つや子
生涯学習課長	竹山喜美枝		

５　職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長	三崎和男	書記	古株治美

開議　午前10時00分

○議長（村井幸夫）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第２回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１　　議第36号　　竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命について

○議長（村井幸夫）　日程第１、議第36号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島　茂）　ただいま上程をいただきました議第36号　竜王町吏員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、地方自治法施行規程第40条第５項の規程により、議会の同意を求めるものでございます。

地方自治法施行規程で町村の吏員中から１人という規程によりまして、林　吉孝氏を任命いたしたく提案申し上げるものでございます。

（個人情報保護の為、一部秘匿）ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○議長（村井幸夫）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。

日程第１、議第36号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（村井幸夫）　起立全員であります。よって、日程第１、議第36号を原案のとおり同意することに決定されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第２　　人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（村井幸夫）　日程第２、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島　茂）　ただいま上程をいただきました人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、私から提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、ご承知のとおり人権擁護委員法第６条第３項の規程により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて議会のご意見を求めるものでございます。

今回、平成 16 年 10 月 31 日をもって任期満了いたします西村　浄氏は、平成７年９月 15 日から３期９年にわたってご尽力をいただいておりますが、再任については年齢等の問題で固くご辞退をされておられます。つきましては、後任の候補者として貴多成道氏を推薦するものでございます。（個人情報保護の為、一部秘匿）ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫）　提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑がありましたら発言願います。質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

お諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として貴多成道氏を推薦することについて、適任者と認めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として貴多成道氏を推薦することについて、適任者と認めることに決しました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３　　竜王町選挙管理委員会委員および補充員の選挙について

○議長（村井幸夫）　日程第３、竜王町選挙管理委員会委員および補充員の選挙についてを議題といたします。

竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の任期が平成16年７月21日をもって満了いたしますので、地方自治法第182条第１項及び第２項の規程に基づき選挙をするものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

まず最初に、竜王町選挙管理委員会委員に

竜王町大字山之上2469番地　中井　□一氏

竜王町大字岡屋1275番地　山田　辰男氏

竜王町大字川守511番地　坪井嘉十郎氏

竜王町大字西横関683番地　富家　治男氏

以上の方を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を竜王町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が竜王町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員について指名いたします。

竜王町選挙管理委員会補充員に、

１番　竜王町大字西川521番地　村田　久男氏

２番　竜王町大字島26番地　村井　正憲氏

３番　竜王町大字山之上1152番地の１　谷村ゆき江氏

４番　竜王町大字小口86番地　古株香代美氏

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を竜王町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が竜王町選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、会議規則第33条第２項の規定による告知は、後日、当選人に文書で行います。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第４　　東近江行政組合議会議員の選挙について

○議長（村井幸夫）　日程第４、東近江行政組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

東近江行政組合議会議員には、竜王町から２名の議員がでていただいておりますが、議員の１人が辞職をされましたので、その後任の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長により指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東近江行政組合議会議員に、１番　中島正己議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました中島正己議員を東近江行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（村井幸夫）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中島正己議員が東近江行政組合議会議員に当選されました。

中島正己議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、告知いたします。

日程第５　　一般質問

○議長（村井幸夫）　日程第５、一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されていますので、それに従い、質問を願います。

それでは、12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　それでは、トップバッターとして質問をいたします。

まず最初の質問は、生活交通路線ＪＲバスの問題ですが、このＪＲバスを守ってほしいという立場で質問をいたします。

ＪＲバスの運行廃止の意向届が県に提出されて関係者が大変困惑をしています。私も先日、ＪＲバスを利用されておられる方の声を聞きにＪＲバスのバス停等に立っていろいろお話を伺ってきたんですけれども、ダイハツの寮におられるという若い方は、自家用車を持っていないので休みの日に遊びに行くときも実家に帰るときもＪＲバスを利用している。このＪＲバスがなくなったら遊びにも行けないというふうに言っておられました。

ある高校生は、雨が降ったり雪が降ったりしたらバスを利用している。自転車で通うなんて、とてもできないし、親に送ってもらうということも無理なので、どうしたらいいんやろうと思っていると。これやったら不登校になってしまいそうやと、それも嫌やしなあと、こんな話をされていました。

今年３月の国会陳情の際に、議員は近江八幡駅集合で東京へ行ったわけですけれども、この際もＪＲバスを利用された議員さんもおられました。

小学生、中学生も近江八幡までの買い物に利用していると言っています。

ＪＲバスは、竜王の多くの住民の生活に欠かせない、絶対に切り捨ててはいけない生活路線だと考えます。ＪＲに対して、何としても退出意向を変更するよう求めるべきと考えますけれども、当局のお考えをお伺いします。

2000年４月に道路運送法が改正されて、バス事業は認可事業となって、参入することも撤退することも自由になりました。今回も徹底の１年前にバス事業者が県の地方バス対策地域協議会に届出をすればよい、こういうことに基づいて

退出意向届が出されたものです。

企業が赤字を理由にすれば、いつでも撤退できるように法改正がされた、このことに大きな問題があると考えています。

そもそも日本国有鉄道は、国が経営してきた公共交通機関であり、その存在は高齢者の生活手段確保や環境対策など、大変重要な意味があります。国鉄が民営化されたのだから採算重視と簡単に切り捨てられてしまったものでは、利用する住民はたまったものではありません。

仮に撤退を容認すれば、町の財政をつぎ込んででも代替策を考えなければならないわけで、大変、町財政にも大きな負担を伴うものです。この際、住民と共にＪＲバス路線存続に向けての働きかけをすべきと考えますけれども、町としてのお考えをお伺いいたします。

今日までＪＲバスに対して、どのような支援がされてきたのかについてお伺いをします。

町の循環バス廃止以来、本町の交通体系の整備が急務と言われ続けています。町として県の組織の下部機関としての協議会の立ち上げについてのお考えもお伺いします。

その際、本当に住民の声を反映するような生活交通維持のために任意の地域協議会の設立にご努力いただきたいと考えますが、ご所見をお伺いします。

全国的には、さまざまな取り組みがされています。青森県名川町の名川里バスの運営については、学ぶべきものがあると思います。こんなことも検討いただき、今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木　進）　若井議員さんからの生活交通路線、ＪＲバスを守れについてのご質問をいただいておりますのでお答えを申し上げます。

ご高承のとおり、我が国における乗合バス事業は、昭和45年、1970年度をピークにバス利用者は減少の一途をたどり、ついに平成14年、2002年度でございますが、最ピーク時の約43％、約43億人の利用までに減少したところでございます。

この主な要因は、モータリゼーションの発達、即ち一般家庭への自家用車の普及が急速に進展したことであり、加えてその結果、道路の停滞が慢性化し、バスの定時運行の確保が困難になったことが利用者のバス離れに拍車をかけたこ

と。さらに、少子化等に起因するものでございます。

ご質問の、本町を通過いたしますＪＲバス路線は、ご質問のとおり住民の皆様の最も重要な生活バス路線と認識をいたしておりますが、前段申し上げました状況から、当該路線の著しい利用客の減少による営業収支の悪化、年間約１億円の赤字と聞いておりますが、これらを理由に今般突然に「西日本ジェイアール株式会社」から滋賀県地方バス対策地域連絡協議会運営要領第２条の規定に基づく路線退出意向の届出が県に提出されまして、去る４月21日に同社から本町に対しまして退出意向の届出内容について説明を受けたところでございます。

さきの議会全員協議会でご説明申し上げましたが、廃止意向の届出の内容につきましては、廃止する路線、水口営業所、三雲、近江八幡間。利用状況等でございますが、廃止系統数は18系統でございます。廃止営業距離は40.4キロメートル。現在、平均乗車密度は4.2人となっております。

廃止の実施予定時期でございますが、平成17年３月末までとなっております。

さて、ご質問の第１点目、ＪＲに対しての退出意向を変更するよう求めるべきとのお考えのお尋ねですが、今回の退出意向は今日まで何の経緯もなく唐突的に規制緩和によるバス路線の参入・徹底の自由から一方的に法的行為をされたものであり、町では住民皆様への影響と、その対応課題並びに実施時期の問題、さらに他の方策についての検討提示等、ＪＲに対しまして退出意向の変更と路線の存続を強く要請しているところでございます。

ご質問の第２点目、住民とともにＪＲバス路線存続に向けての働きかけをすべきと考えるがとのご質問でございますが、第１点目でも回答申し上げましたとおり、ＪＲバス路線存続に向けましては議会、区長連絡協議会、関係団体等のご協力をいただく中で効果的な要望活動を展開したいと考えております。

ご質問の第３点目でございますが、今日までＪＲバスに対してどのような支援がされてきたのかとのご質問ですが、現在のところＪＲバスに対しましては何も支援はいたしておりません。

ご質問の第４点目、本町の公共交通体系の整備と合わせ、県の協議会の下部機関としての協議会の立ち上げと住民の声を反映した任意の協議会設立をとのお尋ねですが、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会設置要綱第６条第１項の規定によります協議会は、路線関係１市３町、近江八幡市、竜王町、甲西町、蒲生町との連携のもと、近江八幡市を中心に協議会を早急に立ち上げたいと考えております。

また、町独自の委員会等でございますが、仮称でございますけども地方バス対策等にかかわる検討委員会につきまして、設置に向け、鋭意検討を進めておるところでございます。

申すに及ばず生活交通路線の確保をはじめとする公共交通政策は大変重要な行政課題でございます。今後、県の指導並びに先進市町の事例を研究しつつ、的確な対応に努めてまいりたいと考えますので、議員皆様の格別のご支援・ご協力をお願い申し上げまして回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　ご回答をいただきました内容については、十分ご検討いただいた結果で私の質問の内容からしましても、本当に誠意ある回答をいただいたなというふうに思っているところです。

そこで改めて質問をしたいと思いますのは、名川の里バスについてのコメントはなかったんですけれども、全国ではこの道路運送法の改正によって、いろんな取り組みがされているのも現実、事実なんですが、特に地方交通、地域の公共交通を守るという上で国の補助制度には、どんなものがあるのかということと。それは、名川里バスのように地域で別の組織をつくって、その運行をしようという場合の国の補助制度なわけですけれども、そういうものと例えば今日までＪＲバスに対しての補助制度というのは、循環バスを走らせているときに、その損失補償みたいな感じで循環バスを走らせている間、補償していた部分があるかと思うんですけれども、その内容についてもちょっとご披露いただきたいのと。

その際もＪＲバスは、寄附金という形でもらうことはできないという話がありまして、結局、乗車券をかわりにもらうという形で補助をしていたのではなかったかなというふうに思うんですが、ＪＲバスが補助金とか、あるいは寄附金という形でもらうことができないということについては、そうじゃないような制度が今できているんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、地方自治体のバス事業支援に対する地方の財政措置ということで、地方単独で運行をする事業者への維持費などの運行経費を地方自治体が補助する場合、国の財政措置があるという、そんなことも聞いているんですが、その辺についての制度の内容について、わかれば教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木　進）　ただいま、若井敏子議員さんからの再質問でございます。

こういった地方バス対策に対して、国・県の補助金は、どのようなものがあるかというようなお尋ねでございます。１点目のそのお尋ねに対しましては、国の方で補助の措置があるわけでございますけども、道路運送法第４条の一般旅客自動車運送事業許可で許可をもらっている路線バスに対しまして、いわゆる赤字路線、一定の基準があるわけでございますけども、いわゆる採算が取れない路線に対しましては、一定の条件をクリアした場合、補助金がございます。この補助金につきましては、一応、国が３分の１、県が３分の１、町が３分の１というようなルールがございます。

なお、県と町に対しましては、特別交付税に算入されるというルールがございまして、この補助を受けておりますのは、竜王町ではご承知のとおり近江バスが、この不採算路線ということで国から補助金を受けております。

もう一方、県の補助金も絡みましてのご質問でございますが、道路運送法第21条に一般貸切旅客自動車運送事業の許可の特例がございます。こういった路線バスがどうしても公益的に運行できない場合には、町独自でコミュニティバスを走らせると。いわゆる貸切自動車運送業者にバスを貸し切りまして、町独自でコミュニティバスを走らせると。ご質問の名川は、そういうように承っております。そういった場合には、県が単独で２分の１の補助金を出すということで、いわゆる町も２分の１。さらに、県・町に対しましては、国の方から特別交付税への算入措置がございます。こういった２つの補助制度がございます。それ以外には、ございません。

もう１つの質問でございますが、いわゆる循環バスを竜王町が運行してまいりまして、廃止いたしました経緯の中で、ＪＲバスの寄附金、あるいは補助金という問題でございます。ＪＲバス、いわゆる循環バスが廃止されましたときに、ご質問のとおり竜王町では寄附金・補助金を出す以外でバスの乗車券を近江バス、ＪＲバスから購入をいたしております。約3,650万円ほどバスの乗車券を購入いたしまして、平成10年度からいろんな福祉の対策ということで、町内の身障者の方、老人の方などに、その乗車券を配付させていただきまして、ＪＲバス、あるいは近江バスをご利用いただき、福祉の向上に努めてまいったところでございます。

その乗車券のバスによる、そういった制度は平成15年度で一応終了いたしまし

たが、若干、ＪＲバスの方に乗車券の残がございます。そういった状況でございます。

なお、ご回答申し上げましたように、金銭的な補助金、寄附金等は、ＪＲバスに対しましてはいたしておりません。と申し上げますのは、先ほどご回答申し上げました１点目の不採算路線に適合しないというような状況もあったように聞いておるわけでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　今の回答の中でＪＲバスは、補助をしない理由として不採算路線ではなかったからだというお話があったわけですけれども、不採算路線でなかった路線がどうして、今、不採算路線だということで１億円近い赤字がでているというふうにＪＲから報告がきているのかと、ちょっと疑問に思う点があります。そこで、ぜひきちんと調べていただきたいなというふうに思うのは、当初のお答えの中で全国の状況を分析していただいている部分がありますが、具体的に竜王の町民がＪＲバスをどの程度利用しているのかと。それが、本当に住民にとって大変な問題なんだということが町としてつかめているのかどうか、このことについての調査はきちんとしていただきたいなというふうに思うんです。

それとあわせて、実は岩井の高校生のお話を聞いたときに出ていた話は、岩井から近江八幡駅まで行くのに片道500円かかるんだそうですね。往復利用すると1,000円ですか。それが高校生割引とか何とかっていうことがあっても、やっぱり１カ月のバス代の定期代というのが２万円以上かかってくると。

しかもＪＲバスといえどもＪＲの時刻表とは一致していなくて、なかなか乗りたい電車に、そのバスを利用して乗ろうと思うと早目に行かんならんとか遅れるとか、そういったことがあって、なかなか利用しにくいものがあって、おじいちゃんが朝別に早う起きてるし、何もしてへんさかいに送ったるわ言うてくれはるもんやから、毎朝おじいちゃんに送ってもらってるんやと。おじいさんにしてみたら、孫に小遣いやるようなつもりで２万円の定期代をやってるようなつもりで朝晩の送り迎えをしてはるのかなというふうに思うんですけども、そういう状況があるということから考えますと、弱者に対する町としての交通費支援みたいなもの、例えば高齢者がバスを利用するときに何か補助金が出せないか、あるいは高校生、中学生、小学生で、ひょっとしたら定期で遠い学校

に行ってる人がいるのかもしれないんですけども、そういう人に対する助成が町としてできないのか。利用促進のために、バス事業者を補助するという面もご検討いただきたい部分ですが、町民の利用促進のために、町民に対する補助みたいなものが何か検討いただけないかなと、そんなことも考えていますので、ぜひその辺のご検討もいただきたいというふうに思うんです。

ＪＲバスに対する地方自治体の補助経費が地方財政措置の対象になっているということを掌握している部分と、そして国の補助制度はいろんな分野で出されているという資料を手元に持っておりますので、ぜひ担当者にはこれもお渡ししますのでご検討いただきたいなというふうに思っているところです。

特に、町としての利用促進のための制度を具体化いただきたいということで私案も述べさせていただきましたので、その辺についてのご回答と、全体掌握をきちんとしていただきたいということでの見解をぜひお示しいただきたいと思います。

○議長（村井幸夫）　青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木　進）　若井敏子議員さんから再三のご質問をいただきました。

まず１点目でございますが、ＪＲバスの赤字を含めて今日まで、なぜ補助金がおりて来なかったか。あるいは、ＪＲバスの利用している皆さん方の状況、詳細な状況でございますが、前段当初にご回答を申し上げましたように、今般唐突的な届出が出てまいったところでございます。現在、ＪＲバスに対しまして、竜王町には10カ所のバス停がございますが、その各バス停の状況、乗客降客の状況等を竜王町の方へ提示をしていただくようにお願いもいたしております。

今申されました状況等につきましては、できるだけ詳しく今後勉強しながら調査をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

２点目の竜王町の利用の皆さんへの支援、助成はどうかというご質問でございますが、利用の皆さんの状況を把握してまいらないと、なかなかわからない部分もございますが、いろんなケースがあろうかと思います。ご質問いただきました内容も含めまして、今後いろんな協議会、町独自の検討委員会等の中で十分議論をしていただきたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　ぜひ、住民の皆さんの安心を早く与えていただくという意味で、早急な検討と対応をお願いしたいと思っているところです。

５月なかばごろにＪＲバスが通過しています、あるいは利用が多いと思われる各区長さんに共産党の方から。

［「４回目の質問ですよ」の声あり］

○議長（村井幸夫）　若井議員、次の質問に移ってください。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　質問ができませんでしたが、ＪＲバスの問題についてはこちらの方でも大いにこれからも皆さんと一緒に取り組んでいきたいということを申し述べておきたいと思います。

日野川の改修の問題について、質問をいたします。

竜王町と竜王町議会は、この３月に岩永衆議院議員のご協力で、緊急の課題であります日野川改修や国道の改善、農業の問題について国会各省庁や滋賀県関係の国会議員に対して陳情要請活動を行ってまいりました。

私は、この中で日野川の改修について、その後の状況についてお伺いをしたいと思います。

竜王町と竜王町議会の要請を受けた日本共産党の市田参議院議員は、３月14日に現地を訪れて地元の関係者や振興局課長などの説明を受けました。この席には、町長や課長、議会からもご参加をいただき、この機会に改めてお礼を申し上げたいと思います。

日野川の改修は、長年の地元だけでなく全町的な関心事であり、町長が話されていたように、住民の生活安全を守る行政の責任でもあります。しかし、膨大な予算を伴うことでもあり、一朝一夕に進展するものではないことは承知しています。

けれども、だから仕方がないと言っていられるものではありません。時期を逃さずに果敢に訴えることなくして進展はありません。今日までの経過と、今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

３月14日の市田参議院議員の現地調査以後、私たちは森県会議員や林国会議員事務所所長とともに東近江振興局とも交渉をいたしました。ここで美濃部河川防災課長は、弓削地先の現地を見に行きますと約束をしていただいています。日野川の弓削付近は、蛇行していることもあって大変危険な地域でありまして、

日野川に流入する河川の流れをスムーズに受け入れるための導流堤が一定、地元の皆さんに安心感を与える予備効果があるようで、この導流堤の先線延長を地元の皆さんが望んでおられるというふうに聞いておりまして、このことも県、東近江振興局に伝えていたところであります。

専門的な説明は私も十分理解していない点もあるわけですけれども、担当課としてもその是非を含めて地元要望にどのように答えていくのか。県がどのように、この間対応しているのかについても触れていただいて、今後の見通しをご説明いただきたいと思います。

○議長（村井幸夫）　小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次）　ただいま、日野川改修についてお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

議員ご高承のとおり、日野川はびわ湖河口より日野町出雲川合流点までの１市５町を通過する延長25キロメートルの１級河川であります。昭和28年９月の台風13号、昭和34年９月の台風15号、伊勢湾台風等により、人家、田畑等、甚大な被害をもたらしてきております。

この災害を契機として、国のご指導と県の取り組みによりまして日野川災害復旧助成事業により、数年の歳月と十数億円を費やし、昭和40年３月に事業竣工し、今日の護岸施設整備がされたところです。

その後、平成２年９月発生の台風19号の被害により、びわ湖河口から野村橋上流2.8キロメートルの区間において災害復旧助成事業により、平成２年度から７年度まで約60数億円を投じて事業竣工をしていただいたところであります。

また、平成７年には、災害助成完了区間から上流、大畑橋上流右岸において災害復旧費及び単独費合併施工５億2,000万円により550メートルを施工していただいております。

上流の河川計画におきましては、災害復旧及び助成事業により河川整備が進められておりましたが、事業化のめどが立っていなかったことから新たな治水事業としての取り組みを日野川沿線の近江八幡市、中主町、野洲町、蒲生町、日野町、竜王町の１市５町で構成します日野川改修期成同盟会等で再三再四要請を行ってきました。

このことにより、平成８年度には中小河川改修事業として全国で８カ所のうちの１カ所に新規採択されたところです。全体計画間の延長25キロメートル、概算事業費700億円、事業実施認可区間、平成２年災害助成終点区間より善光寺川

合流点、延長7.38キロメートル、概算事業費288億円であり、そのうちの重点整備区間の第１工区として広域基幹河川改修事業で平成８年度から10カ年計画で災害終点より野洲町光善寺川合流点までの延長4.07キロメートル、概算工事費91億円で計画をしていただいております。

現在のところ、平成８年度から平成15年度までの８年間に69億3,000万円の投資をしていただいており、主要地方道大津能登川長浜線仁保橋付近まで進捗しております。

上流善光寺川まで第二工区として3.31キロメートル、また善光寺川上流から弓削地先までは1.76キロメートルあり、年間10億円の予算を執行していただいておりますが、相当な時間が要すると考えられます。

また、竜王町内を流れる日野川区間は、河積が狭小で天井川で蛇行甚だしく、堤防の脆弱化が顕著で出水のたびに、絶えず破堤の危険にさらされているため、平成９年に沿線８集落の区長様、町会議員の皆様方のご理解により、竜王町日野川促進協議会を設立いただき、早期に竜王町地先まで工事延伸するよう、その整備促進にご尽力をいただいております。

しかし、さきに述べましたように河川は下流から順次工事施工しなければならず、下流市町に促進をお願いしているとともに、日野川改修期成同盟会でたびあるごとに声を大にして要請をいたしておりますが、時間が必要であると思われますのでご理解をお願いいたします。

しかしながら、台風、梅雨前線は毎年発生しており、増水、災害は、いつ、どこで発生する状況かはわからないため、県にお願いし、災害復旧工事、県単独河川工事により、護岸洗掘防止、漏水対策工事を順次実施していただいております。

また、弓削地先の中津井川合流部におきましては、町内でも特に蛇行が激しいことから、堤体浸食等、中津井川内水排除困難による道路及び田畑の水没が生じたために、平成９年から平成11年に日野川左岸で水制工・カゴマット護岸工・根固工・中津井川合流部導流堤工を河床部の寄洲、約２万立方メートル除去を実施していただいております。

議員におかれましては、現地で蛇行確認をしていただき、導流堤の延長をとのご質問でありますが、導流堤は水衝突部対策でなく、中津井川が日野川湾曲の外側の頂点で合流し、日野川の流れが中津井川の流れと激突している状況から、これを解消するための導流堤の設置により、合流形態が改善され、上の合流点

で下流に移行することになります。このことにより、中津井川の洪水が日野川に円滑に合流でき、内水による湛水が緩和されるものであると理解しております。

特に、下流部に行くほど川の断面、河積が小さくなっており、導流堤を延長することにより、左岸弓削側に影響が懸念されます。現地では、合流中央部における土砂、寄洲が相当堆積しており、これの除去が必要であると考えます。

議員が東近江地域振興局河川砂防課に要望していただいたとお聞きしておりますが、県は近々に現地調査を行うとお聞きしております。

町としましても地元区長さんに立会をお願いしながら現地調査等の対応を県に要望したく考えております。

さきに回答させていただいたとおり、町内における日野川は天井川で、蛇行甚だしく護岸の老朽化や堤防の脆弱化が顕著であります。沿線の皆さんが安心して暮らせるよう、１日も早い日野川改修促進に努めてまいりたいと考えておりますので、地元役員さん、議員皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、若井議員さんのご質問のご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　東近江振興局に行ったときに、美濃部河川課長の話の中で非常に、初めて聞く言葉というのが実はありまして、暫定工事とよく言いますよね。暫定工事暫定工事と言うんですけども、暫定工事、暫々定工事、暫を３つも言われたこともなかったと思うんですが、暫定工事と暫々定工事というのがありまして、一定、上流に向かって工事は進めているけれども、実際の工事区間はここまでで暫定工事の区間というのがあって、暫々定工事の工事の区間があるんだと、こういう話をされたんですね。

暫々定の工事の進捗が弓削に到達するのがいつごろになるのかっていうのが、非常に、いわば非常に先の長い話で20年後ぐらいにしか弓削まで来ないのではないかという話の中で暫定工事、暫々定工事という話が出たときに、そう遠くないのかもしれないという、ちょっと素人考えで安心させられる言葉の説明があったものですから、暫定工事、暫々定工事ということからいくと、弓削まで到達するのがどのぐらいというふうに説明すればいいのかみたいなところでのお考えをぜひお聞かせいただきたいなというふうに思うんですね。

それから、導流堤のことについてはおっしゃるとおり、中津井川の流入を緩和

させるために導流というのは流れを導く堤防なわけですから、そのことの工学的というのか、専門的な意味は十分理解して、地元の方ももちろん理解をした上で弓削の本当の土手近くに住んでいる人たちにとっては、それがまた、その効果とは違う意味での安心感があるんだということで、もっと伸ばしてもらうことはできひんのやろうかという話でありましたので、専門的な意味での工事ができないんだということについては、十分承知もしているところなんですが、その辺についてはぜひ地元の皆さんにも納得していただけるような話をぜひしてほしいなというふうに思うところです。

中流部で堆積されている土砂、いわゆる八幡側の堆積されている土砂については、これもかなり心配をしておられましたので、それについてはぜひ、県の現地調査があるというお話でしたので、ぜひこの辺についても強調してもらう形で推し進めてほしいなというふうに思うんですね。

町長も現地でもおっしゃってましたけど、本当に町民の皆さんの安全・安心という立場からすれば、いつになったら安全・安心な生活ができるのかというのは、この間、県が発表しました防災対策マップですか、あれとの関係で言っても本当に弓削の皆さんにとっては安心できない日々なんじゃないのかなというふうに思うわけですから、その辺での取り組みをぜひ強めていただきたいということをお願いしておきたいといふうに思うんです。

そこで、暫々定の問題については、ちょっと見解というか、ご説明いただけるところがありましたら、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（村井幸夫）　小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次）　若井議員さんの再問にお答えをさせていただきたいと思います。

日野川の広域河川改修におきまして、先ほど申しました河川改修におきましては、将来は100年確率といいまして、100年に１回の洪水が起きても大丈夫だという断面で計画をされております。しかしながら、現在は今、改修規模ということで、暫定といいまして仮にでございますけども50年確率で実施をしていただいております。

また、さらに暫々定工事というご発言がございましたけれども、基本的には暫定工事の50分の１で設計はされております。しかしながら、先ほど申しましたように竜王町までの間、またかなり時間がかかることから応急的に工事をしていただくということで東近江が述べられたのは、それが暫々定ということで述

べられたと解釈をしております。

それから、先ほどご回答申し上げましたけれども、導流堤はご理解いただいたと解釈をしておりますし、ちょうど合流にございます堆積しております土砂、上流から流れてくる土砂が堆積するわけでございますけれども、これにつきましても現地調査をお願いし、我々が町として見させていただいた限りでは堆積しているという状況がございますので、それも東近江の方に要望をさせていただきまして、何とかしていただきたいという要望を行っております。

また、先ほどもご回答申し上げましたように、地元の区長さん、並びに役員さんに立会をお願いし、県と町とがやはり地域住民さんに安全で安心というまちづくりということがございますので、地元区長さんにお願いしながら現地調査をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　次の質問です。

これからのまちづくりに、期待の思いをぜひ町長からお伺いをしたいということで質問をさせていただきます。

市町村合併の問題についてですけれども、改めて町長の見解をお伺いしたいと思っています。町長ご就任以来、12年間、ちょうどその１年くらい前、半年ぐらい前というんでしょうか、議員として選出していただいた私は、町長とほぼ同時期に仕事をさせていただいたという意味で非常に感慨もあるところであります。

この12年間の間に、一番深い思いがあるのは平成13年12月の「明日の竜王町を考えるまちづくり懇談会」に議長や区長の代表を加えた拡大会議といいますか、そういう席での町長の発言であります。

あの会議では、全町タウンミーティングを終えて各集落の意見集約がされているときで、近隣の騒ぎの中で竜王町としての結論も求められていて、本当に町長としては苦しい時期ではなかったかと思っています。その席で町長は、「合併することで住民皆さんに新たな負担をかけることにならないだろうかと、そのことを考えると夜も寝られないのです」というふうに言われています。

このことは、昨年９月１日に行われました竜王町議会での合併調査特別委員会の委員長報告に添付する附属文書として合併のこの間の取り組みをまとめた報告書の中でも書かせていただいているところですけれども、この言葉は本当に

竜王町の町政史上名言になるのではないのかなと、そんなことを思っているほど町長としてのお言葉として含蓄のある言葉であったと私自身は思っています。あのときの会議は、ほんとに低く、心持ち弱々しい、かぜをひいていらっしゃったということもあったようですけれども、そういう中でこのおっしゃられた言葉を絞り出すようにお話をされた、その町長の一言で、そこに参加している者のほとんどが反論するというのではなくて、その思いの深さに感動させられたのではないのかなと、そんなことを思っているところです。

このことは、後に同席した皆さんとお話をして感じたことですが、そこに参加した人の多くの共通の認識であったというふうに、私自身は理解をしているところです。

今、この時期に思いますのは、あのときの機転、あの時が町長の機転であったのかどうかはわからないところですけれども、あの当時の町長の姿勢というのは、その後一貫していて、今日、合併しないで竜王独自のまちづくりをしようという思い、このことは町民の中にも一定の合意となっているところではないかと思っています。

今期定例会は、福島町長最後の定例会でもありますので、次代を引き継ぐべきこれからの町を担うべき人々に、これからのまちづくりの熱い思いといいますか、竜王町の歴史と伝統をさらに発展させていくべき、そういう人たちに町長自身の内なる思いというのをぜひお聞かせいただいて、今後の参考にさせていただけないものかなと思っています。

合併の道に進まなかったことについての選択は、誤りなかったというふうに私自身は思っているところですけども、そのことについてのご認識もお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村井幸夫）　福島町長。

○町長（福島　茂）　若井議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

私ごとでございますけれども、平成４年６月にこの重責に着かせていただきまして、あっと言う間に12年が経過をいたしてまいりました。特に、その間、経済また財政等、さらには住民の皆さんの期待等の変動も非常に大きい時期ではなかったかなと思っております。その施策におきましても大変、動いたときのように思われるのでございます。

その間、議員の皆様方をはじめ、町民の皆さんに非常に大きいご理解とご支援

をいただきまして、おかげさまで今日を迎えさせていただきました。改めて皆様方にお助けをいただきましたことを、この日を迎えましたことについてお礼を申し上げたいと存じております。ありがとうございました。

振り返ってみますと、平成４年からの１期目、それは地方分権の国の方針として、地方の自立という考えも非常に強かった時期ではなかったかなと、このように思っております。各自治体の特色を出そうと、ハード・ソフトともに整備を強く求められて、いろんな支援もあった時期でございます。そのように記憶をいたしております。

福祉施設、農林公園、運動公園等の施工認可をいち早くいただきまして、施工できました。特に特老等施設、またドラゴンハットにつきましても平成８年までに完成をさせていただきまして、スタートできました。いよいよ２期目になりますと、その後半、ご存じのとおり市町村合併への呼びかけが非常に強くなってまいりました。私の持論といたしましては、このような町としての根本問題は真に町民皆さんの意思を尊重して決めることであり、私の一存で進めるべきではないという気持ちの、そのような自覚をしておりました。

しかし、皆さん方のご意見は非常に幅広うございまして、議員が言われましたとおり、合併することで住民皆さんにどのような問題が起きるのか、どのような新しい負担をおかけすることになるのか、これは基本問題であります。このことは、住民皆さんにご理解いただけるようタウンミーティング等でも、また諸会合でお伝えをすることは非常に大事なことやなと存じておりました。

日々の生活にどのような問題が、メリットがあるのか、デメリットなのか。確かに考える日々が続きまして、十分な睡眠も取れなかったということを申し上げた記憶がございます。

行財政サービスにかかわりますすべての施策の各行政体の調整、すり合わせに大きな危惧を感じていたのでございます。

一例を申し上げますと、合併いたしますと財源は集中されますけれども、確かに財政規模は大きくなりますけれども、財源がふえるわけではございません。財源が集中いたしますと、まとまった施設はできますが、中心地の整備が主でありまして、末端地域の周辺まではとても及ばないというのが事実でございます。むしろ中心部以外は過疎現象を起こすのではないだろうかと、そういう危惧もあるわけでございます。

もちろん、中心地の経済刺激はあります。当然、その地域の活性にはなります

けれども、周辺には毛頭つながらないのは道理でございます。中心地以外での行政庁舎はなくなりますので、周辺の地域の住民にとりましては大変な不便を感じることになります。

また、旧町時代の失われるいろんな文化とか歴史等も確かにございます。もちろん役場はなくなるということは、単に窓口サービスが不便になるだけではございません。政策の立案面でも十分な地域把握も難しい状態になるのではないかと考えております。

４月22日、朝日新聞で報道されましたこと、ごらんになったと思いますが、市町村合併で誕生した自治体が直面しております問題が明らかにされました。茨城県の潮来市がそうでございます。また、香川県の東かがわ市、岐阜県の山形市等の事例が出ておりました。

さて、平成８年の東近江２市７町のシンポジウムで私は、先ほどお話がございましたように合併は私１人の問題ではありません。地域、その町の住民全部の問題でございますので、皆さんの声を十分お聞きして進めていくべきであろうというお答えをいたしました。一貫して、今日に至っております。

もちろん、合併議論を批判しているわけではございません。また、今日まで議会においても特別委員会等で議員の皆さん方も本当に真剣にご検討、調査・研究をいただきまして、ありがとうございました。さらにまたタウンミーティングや、いろいろの団体との協議、話し合いも進めていただきました。結果として、合併については熟慮静観、決定は住民の総意での方向にあるわけでございます。

一方、私の行政持論といたしまして、当初より提唱いたしてまいりましたことにご存じのとおり、第１には安全と安心のまちづくり。次には、生活の安定に貢献する地域経済の進展、すなわち産業振興と雇用の安定と、究極には福祉・保健の施設の充実、願わくば予防福祉であり、保健事業、なお大切なことは人づくり、教育課題等と申し上げてまいったところでございます。

平成14年３月、某報道で私から申し上げましたとおり、現段階としましてはこのまま静観したい。竜王町は、住民の皆さんと十分協議のうえ、いずれの事業も慎重に進めたいということでございます。おかげさまで住民の皆さんのご理解を得まして、特に大きな問題もなく今日まで推移をさせていただきました。本当に感謝をいたしているところでございます。

最後になりますけれども、先刻申し上げました安全・安心のまちづくりには、

防災センターを拠点としまして、とりわけ町の消防団員、地域の関連の皆様方の防災・防犯・安全への取り組みも非常に熱心に進めていただいておりまして、喜んでおります。

また、産業振興におきましても難しい農業情勢のときではございますけれども、その一助でもありますアグリパークとか道の駅の振興を起爆剤として、農業者の皆さんも理解をしてご協力をいただいております。こういう面におきましても幾つかの企業の振興、また誘致にも大きな希望が持てる前向きな今日の状況となりました。

さらに次世代を担います青少年の育成、立派な子どもたちもが育ってほしい、これは私の大きな願望でもございます。それらを推移させていただきました。

なお、問題が残りますのは人口の流出対策、住宅対策、商業問題であろうと思います。と申しますのも、昭和40年代都計法の制度以来、当町では住宅地、商業地の都計区域が設立されていないことで工場地を除きまして全町調整区域という極めて厳しい状態でございます。その後の見直しでも非常に難しい状況が続きまして、町といたしましてもこれの打開策といたしまして、いろいろ折衝をしてきたところでございますけども、極めて難しく進展が思うようにいかなかったことは実際でございます。

今後の問題として、町がどうあるべきかということは根本問題として検討し、国・県に対して対応を進めていかないといかんなと、このように存じております。

議員ご質問の核心とも言うべき、次代の竜王町はどうあるべきかまことに重要なご質問をいただきました。ただいま申し上げました、これからはこれらの施策の肉付けをいただければ本当にすばらしい竜王町ができ上がるのではないかと考えているところでございます。

町民皆さんも等しく感じていただけると思います。発展・充実、その途上こそそれに燃えていただけるときこそ、みんなが幸せを感じていただいているときでもあろうかと存じているところでございます。

私の究極の願いといたしましては、家族も地域も町も皆さんとともに、本当の信頼関係の中で日々、前向きに楽しく暮らしていただけるような幸せな、そんな町になることがすべてのことと存じているところでございます。

合併に頼らないたくましい町、今日まで申し上げてまいりましたけれども、町民の皆さんが本当に理解をしていただけて、過ごしていただけるような町であ

ってほしいなと、基本的にはもちろん何回も申し上げますけれども、行政執行方針により、日々行政執行をさせていただいておりますが、ただいま思いつくままに申し上げてまいりました。議員が本当に竜王の町への思いをかけていただいておりますことに感謝をしながらお答えといたします。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　こういう質問には再質問は必要ないのかなというふうに思いながらも、やっぱりもう１つ確認しておきたいなと思う点がありますので、ぜひ再質問をお許しいただきたいというふうに思うんですが。

私も12年間、町長の様子を拝見していながら本当に新聞をよく読まれている。本を読まれてる部分は見たことがないので、もちろん読まれておられるんだろうと思うんですが、新聞はよく読まれていまして、それをよくコピーをされてまして、その切り抜きをきちんと整理していらっしゃるというところを何度も見かけています。

これも私の全く私見であります、個人的な見解なんですが、この12年間の町長をお見かけしていて前半と後半がちょっと変わられたのかなという印象を持っています。前半は、そういういろんな分野の情報を収集されて、後半で実施をされてきたということなのかなというふうに思っているんですけども、特に切り抜かれたいろんな資料が生かされてきたのが後半なのかなと、そんなふうに思っています。

切り抜かれている内容は、本当に多種多様でいろんな分野の収集を、情報収集をされていたのだというふうに思っているんですけども、その中で特に全国の町の経験というか、どんなことを全国の町でやられているのかということについては一定、関心がおありで、全国の経験に学ぶということを特に後半力を入れられたのではないのかなというふうに思っているところです。

そこで、今までいろいろ情報収集をされた、あるいは職員を全国に派遣されてきた。最近特にそうなんですけど、もっと以前から九州の方へ職員を派遣されたりという話も聞いておりましたので、そういう経験の中で特に印象深い全国の取り組み、どんなことを参考にしたのかみたいなところをぜひお聞かせいただきたいのが１点と。

私も町自身が、あるいは町を運営する人たちが、ほんとに全国の経験も含めていろんな情報を収集しながら研究・研鑽するということは物すごく大事なことなわけで、自分自身の知識を広げ、知恵を出し合うという上では大事なことだ

と思うんですが、同時に人の意見を聞く。自分自身が勉強することと、いろんな意見を聞く、もちろん整合性のある話なんですけれども、意見を聞くということも非常に大事で、竜王町の場合、ほんとに町民の意見が反映、町民の意見を反映するという意味では、まだまだ不十分さがあるのではないのかな。合併で全集落を回られてタウンミーティングをされた経験は、今後いろんなところに生かしてほしいなというふうに思っているんですね。

そこで、住民の意見を聞くということで、私自身はそのことが非常に課題、これからの竜王町の課題なのかなというふうに思っているんですが、そのことについては一般質問でもニセコのまちづくり条例を取り上げて、総務課にはぜひ、竜王町でもこういう条例制定ができないのか、研究をしてほしいということをお願いしているところなんですけども、実は土曜日もニセコの町長のお話を彦根で聞いてまいりまして、その前に小さくても輝く自治体フォーラムでもニセコの町長の話を聞いてきまして、なかなか小さな町ですけども非常にいろいろ工夫されて住民の声を反映する体制みたいなものをおつくりになっていらっしゃるという意味では大いに参考にするところがあると思っているわけですが、これからの竜王町の課題はいかに住民の声が反映されて、住民自身が発想する、発言する。それがまちづくりに生かされてくる。そのことが行政運営を非常にスムーズに進めていくことになる、そういう意味では大事なことだというふうに思っているんですが、その辺についての町長のご見解をぜひお伺いしたいと思います。

○議長（村井幸夫）　福島町長。

○町長（福島　茂）　若井議員の再問につきまして、ほんとのお答えになるかどうかわかりませんけれども、お答えをしたいと思います。

私の、先ほども申し上げましたけれどもこの12年の前半と後半という言葉が出てまいりました。確かに、町村の事業、また政策を進めていく上におきましては、１つには国・県の全体の進め方という問題もございます。指導があるわけでございます。必ずしも、その指導にすべて乗っかかっていったというわけではございませんけれども、当初、上半分は先ほども申し上げましたように主に施設づくりという面で進めてまいりました。皆さんのご意見を十分聞かないかんのですけども、竜王町には十分な施設もなかったかなと、このように思いますし、私が就任をさせてもらうまでに進めようという以前からの住民の希望の施設の予定がございました。それを実現したいなということで急遽、国・県に

話を持ちかけまして、皆さんとともに進めさせてもらったと、こういうことでございますので、その後、一応の、すべてとは言いませんけども住民の皆さんが満足をしていただけるかどうかというのは別にしまして、一応の骨格といいますか、そういう施設づくりだけは進められてきたかなと思うわけでございます。

しかし、後半はそれはそれといたしまして、やはりそれの理想的な運営を考えないかんなということもございまして、職員といろいろ検討もいたしまして進めてきたわけでございますが、そういうような経過であったかなと思います。

それで、全国の先進地の町の例とか、それも確かにいろいろ新聞記事なんかでは、そのときそのときに非常に的確な情報源として出ておりますので、それは大抵、できるだけ目を通すことにしてまいりましたが、しかし根本を言いますと竜王町にふさわしい意見ばかりかというと、それは非常に難しいんですね。そこを竜王町にふさわしい点だけを取り上げて進めるべきかなと、こんなふうに考えておりましたので、先進地の例、これも相当勉強させてもらったつもりでございますけれども、すべてがそのようにできなかった面もございます。

そのほかに、今、基本的にはいろんな例を見ますと、非常に恵まれてない地域、そういう地域の方が非常に熱心にいずれの問題も取り組みをされて立ち上げてきておられるということは確かですね。恵まれたところは、やはりそういう記事は余り出てないんです。それは、確かに言えると思います。

何々をやられたというところも、ちょっと特別にそういうところも１、２見に行ったところもあるんですけれども、確かにそれまでの住民の生活とか、行政の中身もそうでございますけれども、恵まれてなかったと、こういう事例を聞かせていただきます。それだけに、町民、また行政もそうでございますけども、団結して進められた、その力というのは非常に大きいございます。そういう点、なるほど、そうやったかなと。竜王町は、その点を考えますと、おかげさまで交通の便も非常にいい方でございますし、まあ鉄道は別でございますけども、そういう点もございますし、そして産業的にも割合恵まれておったかなと、そういうことも思われます。

しかし、そういう点の中である一定のひずみのところを何とか進めさせてもらえたらなと思ってきたんですけれども、なかなか思うようにはまいりません。そして、それは思うようにいかないのは住民の皆さんのご希望とか、そういうものも必ずしも、それが私と同じであったかなかったか、その点も問題でござ

いますので、それは一応、理解をしておるところでございます。

当初は、私の就任当時は、各地域を何カ所か回りまして、いろんなご意見も聞かせていただきました。それは特にハード的なものが多かったわけでございますけども、後半はなかなか、そういうこともできなかったわけでございますが、確かに住民の皆さんのご意見、また人のご意見も聞かせていただかないかんと、このように思っております。

ただ、最近考えておりますのは、先ほどもちょっとお答えの中に触れさせていただきましたように、竜王町、本当に産業振興という面では前向きに進めさせていただいております。これは非常に恵まれたことです。これは、とかく申し上げますのは、そのような条件の、条件といいますか、進出しやすい、設置しやすい条件にあったということは、これはやっぱりインターの関係とか、いろんなことが非常に大きな要件になってるんじゃないかなと、このように思います。これは先人にいろいろと、この町を立派に基礎づくりをしていただきました皆さんに感謝をしているところでございますが、これは一朝一夕に、なかなかポンポンといきませんので、これからのまちづくりの中で皆さん方に推し進めていただけたらなと、このように存じております。

何はともあれ十分なお答えになったかどうかわかりませんけれども、私としましては至らぬながら精一杯やらせていただいたつもりでございます。

新聞記事の記録、これは私が地方の勉強をさせていただくのは、本当は非常に身近な問題です。それで、そういう問題は的確に何とか残していきたいなと、そのように思っております。

もう１つは、いいことが書いてあるなと思いましても、記事を残しておきませんと、あとでどうやったかいなと、すぐ忘れてしまいますので、そういう自分の性格的なところもありまして残している部分もございます。それはご理解をいただきたい。

もう１つ大事に残しておりますのは、毎月でございますけども国とか県からＢ５の中で、いろんなこういう事例がある、ああいう事例があるという、そういう広報的なものが回ってきます。これをずっと一通り目を通します。そして、この中で確かに大事なことやと思うことは記録に残しております。これはみんなに、そのように見せていくといいんですけども、これは回覧をしておりますので職員も見てくれてるのかなと思うんですけども、そういう点の中には非常にいいことが書いてあります。身近なことから、よく出ておりますので、こう

いう勉強もしているつもりでございますが、十分その勉強を生かしていくことが、十分であったかどうか、これは疑問でございますが、皆様方ともできましたらそういう文献を十分ご利用いただけたら非常にありがたいなと、私からもお勧めをしたいなと、このように存じております。

ご回答になったかどうかはわかりませんが、そういうことでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（村井幸夫）　12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子）　ありがとうございます。

私は12年前、13年近く前に日本共産党から町民の皆さんのご選出で議会に出させてもらったものであります。日本共産党というのは、本当に住民の皆さんの思いや願いが実現される、そういう豊かな社会を目指している党であります。この活動は、こういう活動について日本共産党の党利党略だと、そんなふうに言われる方もあるわけですけれども、日本共産党の党利党略というのは、実は住民の皆さんの思いや願いが届く政治、これであります。

今回、ＪＲバスの問題や日野川の問題、あるいは今日まで喜楽鉱業の問題ですとか、彦兵衛のことなど住民の皆さんの思いが届くように、大変微力ではありましたけれども、この12年、13年近く活動をしてきたところです。

ただいま、竜王町長は自分の政治姿勢について今日までの取り組みも詳しくお述べいただきまして、私たちにも非常に示唆のある言葉をいただいたのかなというふうに思っています。

これからの、特にまちづくりに関しては本当に住民の皆さんの声が届く町政が私たちのこれからの行政を進めていく上での基本ではないかなと、そんなことを思っているところで、共産党の考え方が本当に皆さんと一緒に一致できるところで活動していく、そういうことを進めながら町長の今のお話も十分に学びながら、これからも私自身、議員としての活動を頑張っていきたいなと、そんな決意をしながらお聞かせいただいたところであります。本当にいろいろとご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（村井幸夫）　この際、申し上げます。

ここで、午前11時40分まで、暫時休憩をいたします。

休憩　午前11時25分

再開　午前11時40分

○議長（村井幸夫）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

５番、辻川芳治議員。

○５番（辻川芳治）　職員政策研修の活動についてお伺いします。

昨年だったと思うんですけども、職員政策研修、３班の構成でそのうちの１班の方が来庁される方々に庁舎の雰囲気や職員の対応などアンケート調査を行っておられたと記憶しています。

住民の皆さんの意見や感想を聞き入れる手段として実行されたものと思いますが、その後、どのような結果を得られたのか、それに対して具体的にどんな対応をされているのかお聞きします。

また、関連しますが、職員研修制度の目的として各部門の情報の共有化や連携、また住民ニーズの把握や政策立案力の向上と政策課題への対応、それぞれの立場に応じた職務遂行ができることとされていますが、ここ数年間、研修生どの成果は、どのような形であらわせたのかお伺いいたします。

○議長（村井幸夫）　林総務主監。

○総務主監（林　吉孝）　辻川芳治議員さんからの職員政策研修についてご質問いただいておりますので、お答えいたします。

ご質問の職員の政策研修につきましては、議員さんもご承知をいただいておりますように昨年度実施したものであります。

効率的な行政運営や地域課題の解決に当たれる職員の資質・能力の向上、並びに豊かな発想により、多様なニーズに柔軟に即応できる人材が求められていることから、その育成を目的に開催いたしました。

研修参加者は、募集をいたしまして主事から係長までの20名、男子14名、女子６名が応募し、３班に分かれて課題別研修に取り組みました。この政策研修の講師につきましては、京都橘女子大学文化政策学部教授の織田直文氏をお願いし、研修の指導をいただく中で進めてまいりました。

課題別研修の課題設定につきましては、研修生自らが検討を行い、３つのテーマを持ってやりました。

１つは、田園空間班、２つ目は行政見直し隊、３つ目は少子化問題対策班であります。

ご質問いただいておりますように、そのうちのＢ班の行財政見直し隊でございますが、個性あるたくましいまちづくりに向けて行政組織に焦点を当てて研修に取り組み、役場に入ったときの雰囲気などについて、実際に役場を利用され

る住民の皆さんの声や職員の声を聞いてみる必要があるということで、昨年の12月から今年の１月にかけて約１カ月間にわたり、窓口や会議で来庁されるお客さんに住民アンケート等、庁内ＬＡＮを利用した職員アンケートを実施しました。

アンケートの中におきましては、今回の政策研修、またアンケートの実施に対しまして評価をいただくご意見も多数寄せていただき、調査を実施した職員は改めて住民と行政とが意思を通い合わせることの大切さを今回のアンケートの取り組みを通して感じたと報告をしております。

辻川議員さんからは、調査で得られた住民の皆さんの意見や感想を今後どのような対応をするのかとのお尋ねでありますが、アンケートをいただいた住民の皆さんの声を大切にしながら、これからの行革に向けて実現可能な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

最後に、ここ数年間の研修の成果についてのお尋ねでありますが、各種の研修を通じて職員の資質や能力の向上、さらにはまちづくりのための政策立案能力を高めるなど研修の成果を得ているものと考えています。

こうした研修の取り組みにより、若手職員を中心とした政策研修グループによる政策立案ＩＳＯ１４００１への取り組み。さらには、職員自らの総合窓口の取り組みなど、その成果をあらわしたものと考えております。今後とも議員各位の格別のご指導とご協力をお願い申し上げてご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　５番、辻川芳治議員。

○５番（辻川芳治）　５月11日付の報知新聞の中に竜王町が住民との情報交換に提言やアイデアを募集中というのがありまして、竜王町は行政と住民間での情報交換の一手段として、日常生活で実施していることや体験談のほか、町がこうであればいいなと思う提言、アイデアを住民から手紙で募っているというのがありました。

住民の意見や声を聞こうとされている姿勢は、よく理解できるんですけども、今までいろんな意見を集約したあと、どのように反映されているのか。こんな声が多かったから、こんなような工夫をしましたよっていうような、ほんとに身近な具体的な例というのはないものでしょうか。

○議長（村井幸夫）　林総務主監。

○総務主監（林　吉孝）　辻川議員さんの再度の質問にお答えをさせていただきま

す。

今日まで意見を聞いた部分について、どういうような形で具体的に実施したかという内容でございますが、前にも一般質問でお答えしている部分があるわけでございますが、職員の研修につきましては職種による研修と一般の研修と、それからそれぞれの職階別の研修もございます。そうした中で職員としての、どういう形の中での資質の体制の問題とか、管理・監督の問題とか、住民に対する接し方とか、接遇の問題とか、いろいろ研修しておりますので、即できるものについては課長会、またそれぞれの実施の段階で現実に行っているような状況でございます。

今回の３班の政策研修につきましては、職員の提案の部分もございますが、これをすぐ、即実施できるものは実施しますが、まだ今現在ご承知のように企画財政課の方で自律推進計画を立てておりますので、これも庁内検討委員会がございますので、そういった中で大きく取り上げて、これからのまちづくりの１つにしていきたいというように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫）　５番、辻川芳治議員。

○５番（辻川芳治）　終わります。

○議長（村井幸夫）　次に、８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　私は、町の工事請負状況と格付けなどについてお尋ねをいたします。

近隣市町では、工事予定価格の事後公表がされています。我が町の建設工事に関する業者の格付けと予定価格の事後公表と、さらに工事成績の本人通知などについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　竹山兵司議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、ご質問の１点目の建設工事に関する業者の格付けにつきましてご回答を申し上げます。

本町が発注をいたします建設工事等につきましては、あらかじめ町の方へ入札参加資格審査申請書、いわゆる指名願の提出のあった業者で入札金額に応じた格付けの中から業者指名し、入札を行っているものでございます。

この指名願につきましては、有効期限が２カ年で２年ごとに申請の受け付けを行っております。平成16年度は業種区分で言いますと、建設工事に係るものが

更新年となっており643件、受け付けをいたしております。

そして、受け付けをいたしました643件すべてについて格付けを行っておるものでございます。

本町では、土木、建築、舗装、管、電気通信及び配線工事、水道施設工事の６つの工事について、それぞれＡからＥまでの５つのランクに格付けをいたしております。

格付けの方法といたしましては、建設業法に基づく経営に関する客観的事項について国土交通大臣、または都道府県知事の審査を受けた経営事項審査結果に基づいております。

なお、町内業者につきましては客観的査定に加え、請負額130万円以上の工事に係る工事成績を考慮し、格付けを決定いたしております。

次に、２点目、予定価格の事後公表につきましてでございますが、このご質問に関しては去る平成15年８月の議会におきまして、勝見議員さんの入札制度のあり方についてのご質問の中でお答えをしたところでございますが、予定価格の事後公表につきましては、適正な見積積算能力の向上、さらには施工能力の向上の観点から国と同様の方法で実施してまいりたいと考えております。

次に、３点目の工事成績の本人通知でございますが、先ほども申し上げましたように、本町では請負額130万円以上の工事について施工体制、施工状況、出来形及び品質等の項目について検査員による工事成績評定を行っており、格付けに反映をさせております。

現在のところ、この評定結果につきましては、本人通知は行っておりません。今後、予定価格の事後公表に加えまして、格付けの公表及び工事成績の本人通知につきましても実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上、竹山議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　今後、そういった方向に検討を進めていくというようなお話ですが、大体、見通しとして、いつごろから進められるのか。

また、検査員がいらっしゃるそうですが、どういう方々が携わっておられるのか。それと、見積りは国と同じにしているということですが、県とはどうなのか、わかればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　竹山議員さんの再質問にご回答を申し上げたいと思いま

す。

ただいまもご回答申し上げましたように、入札契約につきましては、まず国の指針で示されております透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、適正な施工の確保が求められておりまして、事後の契約において予定価格を類推させる恐れがないと認められる場合において事後公表をされておりますので、それに従いまして実施を検討を加えております。

具体的な実施時期でございますが、今申し上げました予定価格の事後公表については検討をさせていただくとお答えを申し上げましたところですが、その時期につきましては６月に竜王町長の改選時期でございまして、政策的な内容でもございますし、町長さんの決定を待ちまして、ご意見をお伺いしながらご判断を仰いでまいりたいと考えております。

したがいまして、時期については明確に申し上げられませんのでご理解のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、この工事検査員につきましては、内部の職員で技術系の職員を町長委嘱をさせていただいて、その任に当たらせていただいております。

県の方の対応はどうかというようなお尋ねでございますが、県においては過去の予定価格の漏洩とか、いろいろございました。そういった配慮を県の中から職員を守るという立場から、ある一定の金額以上を事前に公表され、実施をされております。したがいまして、国の対応と県の対応は、状況は違うわけでございますが、そういったものを十分参酌しながら実施の方向で事後にかかります公表につきましては、前向きに検討をしてまいりたいというような考えを事務レベルでは考えておりますのでご報告を申し上げたいと思います。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　次の質問に移ります。

農道などの舗装整備について伺います。

町内の農道は、農作業を行う上でも重要な役割を担っております。交通安全はもとより、農作業機械の大型化などにより交通安全対策を勘案した農道の舗装が急務と思います。状況と対策、対応について伺います。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子）　竹山議員さんの農道等の舗装整備についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、昭和50年度より着工いたしました全町ほ場整備事業によりまして関係機関のご尽力と、町民皆様方の熱心的なお取り組みにより、農道、町道の道路網の整備をされてきたことは議員皆様方をはじめ、町民皆様方のご理解とご協力の賜物と心よりお礼を申し上げます。

お尋ねの農道舗装につきましては、ご存じいただいておりますように全町ほ場整備事業や自転車道整備事業、昭和53年から平成10年までの市町村型の農村総合整備モデル事業、さらには舗装の切削廃材による防塵舗装等農道整備の整備を行い、生活性向上・維持管理、労力の節減など良好な生活環境の保全、充実に大きく貢献してきたところでございます。

また、昭和50年の全町ほ場整備事業の開始から今日まで、農村を取り巻く情勢も大きく変化してまいりまして、新たに平成11年に食糧農業農村基本法が制定されるなど、農村を単に農産物の生産活動の場としてとらえるのみでなく、農村の多面的機能を評価し、活用していくことが求められる時代になってまいりました。

こうした時代の要請を受けまして、各集落の農道整備をはじめ、集落環境管理施設整備等の事業計画を提出、竜王町と農業事情が類似する蒲生町とともに広域圏域型の農村総合整備事業の採択申請をし、平成12年度に事業採択をいただき、平成13年度から事業の実施については竜王町の交竜の郷づくり農村総合整備事業推進協議会で十分協議をいただき、進めてきたところでございます。

今回の蒲生竜王の広域圏域型の農村総合整備事業においては、農道舗装として竜王町で27路線、延長は１万3,640メートルを計画し、条例に基づきまして地元負担を一部いただき、平成15年度末までに９路線、延長3,850メートルの整備を実施してきたところでございます。

今後、採択をいただいている農村総合整備事業の農道舗装の路線等については、該当集落と農作業での利便性、お話のございました交通安全対策面について十分ご協議を行い、その後、また竜王町の交竜の郷づくり農村総合整備事業推進協議会で十分審議をいただき、事業実施に努めたいと考えております。

以上が農道舗装の状況でございますが、従来より農道の維持管理については集落でお願いをしており、各集落においては区長さんをはじめ、農村保全委員さんを中心に適正管理に努めていただいておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げまして竹山議員さんのご質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　ご回答をいただきまして、追々そうした農道整備にお取り組みをいただいていることを喜んでいるわけでございますが、大体、申請した場合も一部負担をしていくということでございますが、負担率の割合、また区長さんに皆任せているということでございますけれども、もちろん自らが守らなければならない田園でありますけれども、多面的機能を持つとおっしゃっておられますように交通安全面からも、さらなる農道整備に取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（村井幸夫）　三井農業振興課長。

○農業振興課長（三井せつ子）　竹山議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの質問については、地元の負担率の割合のお話であろうかと思いますけれども、当初、この竜王町の農村総合整備事業が始まった平成13年に議会の方で分担金徴収条例を提案させていただき、お認めをいただいております。その中で農道集落道整備につきましては、地元負担、いろいろご協議をさせていただく経過もございますけれども10％、地元の方で負担をお願いしたいということで、議会の方でもご承認をいただいておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

今後、この農村総合整備事業の進捗でございますけれども、十分該当集落とご協議を申し上げて、町としても事業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　この際、申し上げます。

ここで、午後１時まで暫時休憩をいたします。

休憩　午後12時04分

再開　午後 1時00分

○議長（村井幸夫）　休憩前に引き続き、会議を再会いたします。

８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　それでは、次の質問に移ります。

普通河川を一級河川への格上げなどについて、お尋ねをいたします。

山之上西出地先の県道沿いの通称谷村川は、土地改良工事で新設された重要な河川であります。この河川の管理は、地元が管理し、先般この川の浚渫工事に

多額の工事費が要りました。公共性の高い、この河川を一級河川に格上げすべきであります。このことなどについてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次）　竹山議員さんから、一級河川への格上げに関してご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

議員もご高承のとおり、竜王町には日野川、祖父川、善光寺川をはじめ、14の一級河川があります。一級河川とは、河川法第４条第１項で国土保全上、または国民経済上、特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したものとなっており、原則として国土交通大臣が管理すると明記されています。

しかし、一級河川すべてが同じ重要度を持っていると言えないので、区間と事項を定めて県知事にその事務を委任することができるとなっております。この委任する区間のことを指定区間といいます。

滋賀県においては、野洲川石部頭首工よりびわ湖流入点までと、瀬田川、そして草津川の一部が国直轄河川で、あとはすべて県管理の一級河川であります。

一級河川の指定をするためには、政令による水系の指定、国土交通大臣による一級河川の指定を行おうとする場合は、あらかじめ河川審議会等県知事の意見を聞かなければなりません。

さらに、知事が意見を述べようとする場合は、議会の意見を聞く必要があります。これは、学識経験者や地方公共団体の意見を反映し、適正な確保をしようとするものであります。

ご質問の普通河川谷村川は、惣四郎川合流部から町道に並行し、集落に通じて流れており、ほ場整備事業により整備された幅3.5メートルの小河川であります。

地元集落で管理していただいており、土砂が堆積したために昨年度、地元自治会で自ら考え、自ら行う事業で浚渫をしていただきました。このような河川は、町内にも県内にも多々存在しております。

ご質問にあります一級河川への認定要件としては、滋賀県においては甚大な被害を毎年与えている場合、抜本的な改修が必要であるとき、水秩序の変更が生じる場合、発電等事業計画があるとき、このような場合は時間はかかりますけれども、認定は行われていると聞いております。

近隣では、蛇砂川、草津新川のバイパス認定等であります。それ以外は、現在

のところ皆無の状況であります。

ご質問の谷村川につきましては、今後、県に対し、協議検討していきたいと思いますが、さきに述べました認定要件には該当しないと考えられ、大変難しいと思われますのでご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　大変難しいようでございますけれども、地域の住民の安全を守るためにも、ぜひとも続けて、要望なりをしていただきたいことを希望いたします。よろしくお願いします。

第１回義経サミットの成果と今後の対応について伺います。

全国の義経ゆかりの地の市町村が出席された第１回義経サミットは、道の駅竜王かがみの里オープンに合わせた意義深いものであり、源義経元服池を歴史文化の地として町内の皆様の関心も高まりました。

そこで、全国に元服の里として誇れるまちづくりの一助として今回の成果と今後の対応などについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　川部商工観光課長。

○商工観光課長（川部治夫）　竹山兵司議員さんの第１回義経サミットの成果と今後の対応についてのご質問に対しましてお答えを申し上げます。

平成17年１月からのＮＨＫ大河ドラマ「義経」の放映を前に義経にまつわる伝説がある全国の地域が一堂に会して義経による観光、地域振興並びに地域の活性化につなげ、ゆかりの地の皆さんとともに義経を敬愛し合い、これを契機として交流を行い、全国に発信することを目的に本年４月23日から24日にかけまして町公民館を中心に全国に先駆け「義経サミットｉｎ竜王」として開催をいたしました。

このサミットは、議員皆様方をはじめ、県内外から多くの関係者の皆様方にご参加いただくことができました。特に遠くは茨城県、東京都、大阪府、京都府、奈良県からの一般参加もいただいておりました。

今回の義経サミット開催に当たり、議員皆様のご理解とご協力を賜る中、町内有識者による実行委員会で検討をいただき、さらにはＮＨＫ大津放送局の格段のご理解、ご協力をいただき、有意義なサミットを開催できましたことに、この場をお借りしまして関係各位に感謝を申し上げるものであります。

今回、サミットに参加をいただきました全国の義経のゆかりの地として、南か

ら山口県下関市、香川県高松市、奈良県吉野町、石川県小松市、神奈川県鎌倉市、同じく神奈川県藤沢市、岩手県平泉町、北海道平取町、それに本町を入れましての５市４町の９市町で開催することになりました。

今回のサミットは、義経ロマンと観光、地域振興、まちづくりをテーマに開催をいたし、４月23日は事前会議、歓迎交流会、24日には、午前中にサミットを行い、休憩を挟んで午後より記念講演、並びに平安中期から鎌倉初期に京の都で大流行した今様歌舞楽を演じていただきました。

また、道の駅かがみの里では、サブ会場として関連イベントなどを開催しました。

今回のサミットの成果につきましては、まず本町が義経元服の地であることが開催前、並びに開催後を通じましてＮＨＫ、新聞社各社の報道機関による情報発信により、新聞では全国紙に掲載をされるなど、このサミット開催により参加市町を含め、義経ゆかりの地として大きく全国に情報発信ができたことと核心するものであります。

具体的な成果として、開催前後、全国から問い合わせの電話などが寄せられております。また、全国都道府県に組織を有しております全国旅行業協同組合の役員会をこのサミットに合わせて、この滋賀で開催をされ、このサミットに役員数十名が参加をされ、サミット参加市町村に対しまして、今年度の新撰組に続き、来年度からこの義経ゆかりの地を中心に全国で義経による観光集客キャンペーンを展開することも明らかにされるとともに、今後、義経ゆかりの市町へ協力依頼もされたところであります。

このことは、今回、サミットの開催趣旨であります義経による観光振興への具体的な成果として受けとめております。

さらには、今回このサミットに参加をいただきました義経ゆかりの市町８市町との新たな交流機会が生まれたことであります。こうしたことから、今回のサミットはテーマであります義経ロマンと観光、地域振興、まちづくりに向けて全国に大きく情報発信し、大きな成果を残したと確信するものであります。今後の対応につきましては、サミット共同宣言に基づき、義経を敬愛するまちづくり、貴重な史実の後世への伝承に努めるとともに、義経サミット参加地域の住民の相互交流、全国各地の義経にゆかりのある地域との情報交換に努め、さらには義経ロマンを生かした地域振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、義経サミットの成果を申し上げ、今後の対応に向けて議員各位、並びに

町内関係機関等の皆様方の格別のご理解とご協力をいただきますことをお願い申し上げまして、竹山議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　ただいまご回答をいただきました。意義ある義経サミットの成果を今後につなげていただきたいと思います。

何と申しましても、この義経サミットの発案者であります福島町長におかれましては、３期12年間、緑と文化の町の町長として君臨され、多大なご貢献を賜りましたことを心から感謝申し上げます。今後の取り組み、ご健康にご留意いただきましてご支援をいただきたいと思いますが、町長さんの今後の義経サミットに対するご所見なり、ご指導が賜ればと存じます。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　福島町長。

○町長（福島　茂）　竹山議員の義経サミットの実施に伴います成果というもののお尋ねをいただきまして、今、課長が申し上げたとおりでございますが、何と申しましても全国で初めての企画でございますので、どのような結果で採点をするのか非常に難しいところでございますけども、まあこれがその引き金となりまして、全国でこのことが大きくなっていけばいいなと、このように思っているところでございますし、先日、粟野町へまいりまして、その足で平泉へ行ってまいりました。平泉の町長、助役も関係者全部が集まっていただきました。その際に、やはりこれは第１回だけで終わっては困るということもありますので、義経がここで成人をして、それから平泉の方へ行かれたことは事実でございますので、それをひとつ、地で行ってほしいなと、こういう発言をしておりまして、町長もまた関係者もその件はよくわかりますと、こういうことで、まだ決定はしておりませんけども、何らかの対応を示してもらえるもんではないかなと、このように思っております。

それは対外的なことでございますけれども、町としましても住民の皆さんが、このような歴史を万葉行列と一緒ですね、やはりずっと残してもらうということは、これらの若い人たちの気持ちの中でも生きていくんじゃないかな、そのことを思いますと、やっぱり将来に非常に大きな期待が持てるかと、このように思っているところでございます。

議員の皆様方も、どうぞそういう気持ちで、これという、これを採点するものは何もないんですけれども、皆さんが気持ちの上でそういう方向に向かっていただきますように、どうぞご協力をお願い申し上げまして、私の現状の考えは

そういうことでございますので、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　ありがとうございました。

ちょうど、４月24日、23、24と義経サミットが行われたわけでございますが、24日、25日と第３回の小さくても輝く自治体フォーラムというのが長野県で行われまして、企画財政課の職員さんも出席をされました。その交流会の場で、何か意見がないかというようなことでございまして、実は、きょうは松平さんがＮＨＫでご講演をなさっていただいて、全国に先駆けて竜王町は義経サミットを開催してるんだというようなことを申し上げましたら、即に富山県の滑川市長さんから、実は私とこにも、そうした義経にかかわる伝説があるので、ぜひとも今後そういったフォーラムを続けるならば仲間へ入れてほしいと、声をかけてほしかったというようなことをお聞きをしまして、私なりに、町からいただいた資料をファックスを流しておいたのでありますが、そうした全国から注目を浴びている竜王町でございますので、今後そうした、まだまだ数多い義経の町があるわけでございますが、第２回目はどこで行うにしても、やはり礎となって、そのことに対応していただきたいと思いますが、その点、いかがですか。

○議長（村井幸夫）　川部商工観光課長。

○商工観光課長（川部治夫）　竹山議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

ただいま、竹山議員さんが先般、長野県の方へ会議に行かれたときに滑川市長とのお話、私どももお伺いさせていただきまして、早速、市長あてに私の方から資料なりを送らせていただいて、今、竹山議員さん仰せのとおり、今後そういう情報とか、そういう交流も含めて、またお願いをさせていただきたい旨も付記させていただいておりますので、そういうように今後生かしていきたいと思っておりますので、また格段のご協力をお願いしたいと思います。

以上で説明にかえたいと思います。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　次の質問に移ります前に、特に、義経サミットの提案者であります福島町長のその処遇、あるいはそのお立場において、格段のご指導・ご鞭撻を賜りますことを心からお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、学校が楽しくなるお誕生日のリクエスト給食についてお尋ねをいた

します。

町内の学校を視察し、不登校の児童・生徒のことを聞きました。不登校に悩む本人、家族はもとより、周囲の理解と協力が必要であります。一朝一夕の回復を願う中で第35回全国小・中学校作文コンクールで文部科学大臣賞に輝かれた徳島県伊座利小学校６年、谷　愛子さんの「変な学校、素敵な学校」と題して内容が平成15年12月５日の読売新聞に発表されました。これを読ませていただいて、この中で彼女のお誕生日のリクエストがされて、彼女の好きな給食がクラス全員で食べられているというようなことを聞いたわけでございます。

お誕生日の希望のメニューによる学校給食が行われて、またさらに、その食材が地域の海辺でとれたものなどが給食に出される、地域ぐるみの学校生活の楽しさが掲載され、文部科学大臣賞に輝いていたのでございますが、我が町の学校給食を通じまして教育の大切さ、またこのことを通じまして知りました教育の大切さ。また、現不登校に悩む児童・生徒の解決策につきましての対応などについて伺います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫）　松浦学務課長。

○学務課長（松浦つや子）　竹山兵司議員さんのご質問にお答えをいたします。

議員さんがおっしゃっていただいております新聞記事を読まさせていただきました。小学生の掲載作文から楽しい学校生活や毎日の様子が感じられまして、生きる力を育むためにさまざまな工夫をされておられる学校の取り組みが伝わってまいりました。

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴いまして、食生活の乱れが深刻になってきておりますが、特に成長期にある子どもにとって健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであります。健やかな体を育むためには、適切な運動と十分な休養・睡眠、調和のとれた食事の健康の三原則の徹底によります生活習慣の改善が必要不可欠であると言われております。そのためには、家庭だけでなく、学校におきましても食に関する指導を充実し、子どもに望ましい食習慣を身につけることが大切でありまして、現在、学校では給食や関連教科の中の時間の中で指導が行われております。

本町の給食もこういった食の大切さを十分認識しました上で、子どもたちの健康を考えまして、安全で衛生的な栄養のバランスがとれた給食の提供に心がけております。特に、町独自の献立といたしまして、毎月１回、誕生月の子どもたちをお祝いをいたしまして、子どもたちに人気のある献立を中心にしたお誕

生日献立を実施しております。

また、毎年１月の給食週間には地元や県の郷土料理、昨年は世界の味めぐり献立を実施しました。それから、毎年１月17日には阪神大震災を忘れないよう震災献立、同じく毎年１月から２月にかけましては中学３年生に給食の思い出として鍋給食の献立をしております。それから、毎年３月に幼稚園児、小学６年生、中学３年生に卒業のお祝いパーティバイキング給食献立などを実施しております。

毎日の献立や作り方などにつきまして、保護者や地域の方にも知っていただくために朝の有線放送や広報竜王で献立の紹介もしております。

あわせまして、給食には町内関係者の協力を得まして、地元でとれた野菜を使用しておりまして、本年１月からは地元産の特別栽培米こしひかり優を無洗米に加工いたしまして給食センターで炊飯し、各教室ごとに電気ＩＨの炊飯じゃーで提供をしております。

炊きたてのご飯は子どもたちに大変好評と聞いております。心のこもった給食が、子どもたちが学校に行くことの楽しみの１つになるよう今後も鋭意努めていきたいと考えております。

次に、当町の不登校児童・生徒の現状ですが、４月末現在、７日以上の欠席は、中学校で３人、小学校ではありません。不登校の原因は、家庭の事情など、それぞれ複雑な背景がありますので、課題を解きほぐしながら個々の子どもに合った対応をしております。

中学校では、生きる力を育む教員やスクールカウンセラーを県から配置をしていただき、また町独自では生徒指導加配教員やオアシス相談員などを配置しております。町の適応指導教室指導員とか、心の教育相談員とも連携をとる中で、より、きめ細かな指導ができるよう体制を整えているところでございます。今後も不登校児童・生徒がいない学校を目指しまして、基礎・基本を重視した確かな学力の定着を図る学習を初めまして、子どもたちにとって学校が楽しい場となるよう、給食や学校行事、特別活動など工夫を凝らしまして特色ある学校づくりをしてまいりたいと考えておりまして、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　８番、竹山兵司議員。

○８番（竹山兵司）　ただいまのご回答を心からうれしく思います。そのように不登校の子どもたちがなくなりますように、関係各課はもとより、学校関係者に希望を申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井幸夫）　13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘）　公債費の今後の見通しについてという題で質問させていただきます。

町に必要である施設を整備するためには、単年度の予算ではとても賄うことのできない大きな金額が必要になります。そのために、国に認められる範囲内で町債という借り入れを起こして複数年でその元金と利息とを返済していくものが公債費だと認識しております。これは、長年利用する施設は後の世代の人たちにも応分の負担をしていただくためのものであり、住民にとって身近で必要な施設がたくさん整備されると当然その金額は多くなるものだと思います。

ただ、歳入とのバランスで一時的に偏って多くなると予算が硬直化してしまう恐れがあります。今後、大きな施設整備はないものとして、今年度から10年間、毎年の公債費の額をお尋ねいたします。

そして、15年後、20年後の額もお伺いいたします。

さらに、今までの国からの補助金が地方自治体の起債を後年度、交付税算入するという形に姿を変えてきており、いわゆる良質な起債の割合がふえているのではと思います。毎年の公債費の中で交付税算入される額と、その割合もお教えください。

そして、地方交付税基準財政需要額・収入額、調整額等との関係をわかりやすくご説明いただきますようお願いいたします。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　勝見幸弘議員さんのご質問にお答えをいたします。

町債及び公債費につきましては、議員ご高承のとおりでございまして、学校建設や道路整備等多額の整備費を要する施設整備等で、将来の長い期間にわたってその効用を生ずるもので、現在の住民だけが一切の負担を負うのが不合理なものについて、国の許可を得て町債を発行しているものでございます。

本町の一般会計におきます平成15年度末現在の町債残高は74億2,600万円でございます。

お尋ねの、今後大きな施設整備がないものとしての将来の公債費でございますが、平成15年度末残高を基準として今後10年間の見込みを申し上げます。

平成16年度が７億4,900万円、平成17年度が４億5,800万円、平成18年度が４億6,900万円、平成19年度が８億5,100万円、平成20年度が８億1,500万円、平成21年度が約７億3,000万円、平成22年度が約６億5,200万円、平成23年度が約５億

3,100万円、平成24年度が約３億4,200万円、平成25年度が約３億2,800万円でございます。

15年後の平成30年では、約１億9,100万円、20年後の平成35年度は約1,400万円でございます。

次に、これらの起債償還に係る公債費についての交付税算入についてのお尋ねでございますが、国はこれまでの事業推進の観点から地方債の交付税算入に加え、国庫補助金の廃止、切り下げに伴う代替措置として地方債の交付税算入や経済対策としての高率な交付税算入のある地方債の創設等を行ってきたところであり、地方自治体もこの制度を活用し、住民要求にこたえるべき行政運営に努めてきたところでございます。

毎年の公債費の中で交付税算入の算入される額のお尋ねでございますが、交付税算入については地方債のように毎年財政力によりまして算入率が変わることがありますので、将来の算入額及び割合につきましてははっきりと把握ができませんので、平成13年度、14年度、15年度につきましてお答えをいたします。

平成13年度におきましては、交付税に算入されました額は約２億7,700万円でございまして、公債費全体に占める割合は約46.9％でございます。平成14年度は２億8,600万円に対しまして41.8％、平成15年度は２億9,400万円に対しまして41.5％でございます。

こうして見てみますと、おおむね４割余りの割合で算入されていくものと見込まれます。このように、本町にとりまして、これまでから申し上げてまいりましたように、町債の発行については単なる借金にとどまるのではなく、償還時において国からの支援が得られるものを厳選して、将来の住民の皆様への負担軽減に努めております。

次に、地方交付税制度についてでございますが、市町村が地方自治の立場からその創意と責任において住民の福祉の向上のために行政運営をしていくためには、財源の裏付けが必要であります。しかし、市町村によっては財源の隔たりやばらつきがあるので、すべての市町村が一定の水準を維持するためには、市町村間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住んでいても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する必要がございます。地方交付税制度は、市町村の自主性を損なわずに財源の均衡化を図り、交付基準の設定により、地方行政の計画的な運営ができるよう設けられた制度でございます。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は財源不足団体

に交付されるもので、総額の94％、特別交付税は普通交付税で補足できない特別の財政需要に対して交付されるもので、総額の６％となっております。

地方交付税の総額は、国税である所得税及び酒税の32％、法人税の35.8％、消費税の29.5％、たばこ税の25％の合算額と決められており、この意味において地方財源は総額として保障されていると言えます。

普通交付税は、この総額の94％について一定のルールに基づき算定した額を交付するものでございます。つまり、基準財政需要額と基準財政収入額の差額が財源不足額として交付基準となるものでございます。

基準財政需要額とは、標準的な財政需要のことで、その市町村の実際の財政支出に基づくものではありません。標準的な水準の行政を行うために必要なあるべき財政需要額を人口・面積等を測定単位として客観的、合理的に算出したものでございます。基準財政収入額とは標準的な財政収入のことで、地方税、県税等、交付金等の通常標準的に徴収し得る税収入及び地方特例交付金の75％の額に地方譲与税を加えたものとなっております。

また、普通交付税の総額が各団体の財源不足額の合算額を上回った場合は、特別交付税に加算される仕組みとなっております。逆に、普通交付税の総額が財源不足額の合算額に不足する場合は、財源不足となる団体の基準財政需要額に按分して減額調整をされます。つまり、この按分率のことを調整率。調整による基準財政需要額の減少額を調整額といいます。大変、財政用語が多くなりましたが、勝見議員さんのご質問に対するご回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘）　ありがとうございました。

一遍聞いても、なかなか覚えられない内容なんですけれど、よく国や町の予算を個人の家計に当てはめて説明をされるケースがございます。例えば、一家の家庭に当てはめると住宅ローンの一部というのが、いわゆる先ほどおっしゃっていただきました交付税の算入額、13年、14年、15年ですと約４割余りあるということなんですけれど、その４割余りが毎年の、家計で言いますと年末調整のような形で還付されてくるようなものと、このような考え方をしていいのかなと。年末調整という言葉を使ってしまいますと、またややこしくなりますけれど、そういう認識で例えていいのかなと、こういうふうに思うんですけれど、いかがでございますか。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　議員さんの再質問に、私なりの表現でお答えをさせていただきたいと、このように思います。

ただいまもご回答の中で申し上げましたように、15年度末の一般会計における起債残高見込み額は74億2,000万円で、これは住民一人当たりにいたしますと約55万円余りでございます。

しかし、これらのうち、議員が申されたように将来の住民サービスを先取りした中で、国からの支援を得られる良質な起債を厳選をしつつ、先行投資という形で町債で後年度の住民さんにもご負担をいただくようなものでございます。そういったものと、一方では減収補てん債とか、減税補てん債、臨時財政対策債のように、本来その年度に徴税や交付税として入ってくるべきものを国の施策、特に減税施策などにより入ってこなくなった。その対策として、国の指導によって町が国に変わって借り入れを一たん行い、国が後年度、償還時において交付税に算入するという形で、その元金、利息、全額について精算をされるというものも約13億6,000万円含まれております。したがいまして、交付税算入や、これらの控除をいたしますと、実質、住民１人当たりは約30万円の負担となるものでございます。

これは、財政指標の１つに起債制限比率というものがございまして、これは一般財源に占める交付税算入額を控除した後の公債費の比率で、これが20％を超えると町の起債の発行に一定の制限を受けることとなるものでございます。ちなみに本町の平成14年度の決算における起債制限比率は9.1％でございます。

参考のために、もう１つの指標があるわけでございますが、公債費総額の財政指標として、公債費が平成14年では15.6％でございまして、こういったものがございます。

なお、町債の返済に当たりましては、先ほども申し上げておりますようにダイハツ工業の各所や積水樹脂、雪国まいたけなど新たな企業立地が動き出しておりますので、こういったものの税収を十分見込みながら行財政改革の取り組みが近々に必要かなという理解はいたしております。

お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘）　ありがとうございました。

過去の計算でいきますと、一般会計だけでなくて下水道とか、いろいろ公債費があるわけなんですけれど、平成10年からずっと見てますと、毎年１億ずつぐ

らい金額がふえてるなというふうなことを感じておりましたんですけれど、16年度からは先ほどの回答のとおり、一時的にふえる年もありますけれど順番に、また少なくなっていくと、こういうことも言えるわけですので、こういった借金という言い方をされるわけですけれど、公債費のこの考え方につきましても、なかなか自分の家計の生活費というものに例えて表現すると難しい部分があるなということを実感しております。

いつでしたか、合併の研修に行きましたときに地方自治体に認められている交付税というのは、私たちの立派な自主財源だと、こうおっしゃった町長さんもいらっしゃいました。また、いつでしたか防災センターの方で国の財政の問題についての勉強会のときに、国の関係の方だったと思いますけど、国の予算の中での説明をするのに、国の予算の例えを同じく会計に当てはめて表現すると、地方への交付税というのは、地方への仕送りだと、こういう表現をされました。なかなか、表現というのは難しいもので、例えるということは難しいことで、私は地方への仕送りっておかしいなって、むしろ町に住んでいる若い世代というのは地方から仕送りを受けているのであって、田舎へ仕送りするなんてことは現実にあるのかなと、こんなことを思ったわけですけれど、実際には個人の家庭、家計というのは自分たちの家計をよくするために当然ローンも踏まえて収入を増加するように努力するということをするわけでございます。これは地方自治体の会計においても、当然のことながら自分たちの自主財源、税源というものを確保するための努力というのは必要だと思います。

自律推進計画、自律の律は、立つではなくて律するの律を使っておられるそうですけれど、この自律推進計画の中にも含まれると思いますけれど、今後の収入の方の確保の考え方、基本的な考え方というものもあわせてお聞かせいただきたいと思って、最後にそのことを確認しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司）　将来の歳入の、特に税収確保という問題につきましては、なかなか複雑な要素があるわけでございます。当然、大きくは企業立地をしていただく企業の選定なり、また受け入れをさせていただく地元の関係、それと行政といった連携があるわけでございますが、当然、たくましいまちづくりには、この税収確保は大変大きなウエートになってこようかと思いますし、現在、基本的に町の土地利用なり、総合計画の中でしっかりと企業誘導を受け入れら

れようなまちづくり、特に本日も町長が申しておりましたように、土地、いわゆる都計区域の整備なり、こういったものをしっかりと県・国にも町の考え方を要望等の形、また要請等の形で協議を進めてまいりたいと、こういったことで将来の税収確保というものを求めていきたいということでございますので、総合的にはまちづくりの中で住民の皆さんとともにお知恵を拝借しながらまちづくりに努めていかなくてはならないという考えをいたしておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思いますし。

なお、またやはり歳出の抑制といったものも当然ついて回るわけでございますので、行財政改革の中で特に自律推進計画の策定の中で十分、議員の皆様方のご意見等、また住民の皆様のお考えをお聞きさせていただく中で取り組んでまいりたい、このような考えをいたしておりますのでお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村井幸夫）　11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也）　国民年金制度等についてお尋ねをいたします。

国民年金保険料の未納問題につきましては、今、新聞及びテレビ等で大きく報道されているところでございます。つきましては、国民年金制度等について、次の３点についてお聞きをいたしたいと、こういうように思います。

１点目につきましては、年金制度の仕組みについてお聞きをいたします。

保険料、さらに加入要件、受給年金額等についてお聞きをします。

２点目につきましては、国民年金の未加入、未納者は町内で何人ぐらいおられるのか。さらに、その未納者の率がわかれば教えていただきたいと、このように思います。

３点目に年金制度の改正内容、今、審議もされておるわけでございますが、今現在わかっている範囲の中でお聞きしたいと、このように思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　西村住民福祉課長。

○住民福祉課長（西村喜代美）　川嶋議員さんのご質問にお答えをいたします。

かつての日本の老後の生活は、家族による扶養によって支えられてまいりました。ところが、核家族化、都市化などの社会構造が変化したことや、平均寿命が60年時代から80年、90年と進展したことによりまして、老後の生活期間が長期化したことや、少子化などによります家族による扶養に頼ることが困難とな

ってまいりました。こうした事情から、高齢者に対する社会保障の必要性が生じまして、昭和36年、国民皆年金として国民年金制度が施行されました。

まず、第１点目の年金制度の仕組みでございますが、昭和61年４月に改正された年金制度により、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金の基礎年金に加入することになりました。会社に勤務し、厚生年金に加入している方も共済組合に加入している方も、すべて保険料の中に基礎年金としての国民年金を支払っているということになります。

農業、自営業者、20歳以上の学生などは、第１号被保険者に該当し、国民年金の被保険者となり、保険料は平成13年度までは市町村へ直接納付いただいておりましたが、平成14年度からは社会保険事務所に納付していただいております。国民年金の保険料は、平成16年度は１カ月１万3,300円で、平成10年度以降、据え置かれております。

会社員、公務員などのサラリーマンの方は、第２号被保険者に該当し、厚生年金や共済組合に加入することとなり、毎月の給料から自動的に保険料を差し引かれます。第２号被保険者の扶養になっている配偶者で20歳から60歳未満の人は、３号被保険者となり、直接、保険料は納付しないで配偶者の加入する年金制度から支払われます。

受給いたします年金については、基礎年金は保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせ、原則して25年以上ある人が65歳から受けられます。

平成16年度の受給年金額は、79万4,500円で、20歳から60歳までの40年間、国民年金に加入し、40年間の保険料をすべて納付した人が65歳から年金を受けた場合が基本となっております。

第２点目のご質問の国民年金の未加入の状況でございますが、未加入者は、20歳到達時点では、住基ネットにより社会保険事務所で強制的に加入処理がなされますので、未加入はあり得ないと思っております。しかしながら、退職されて国民年金の加入手続に役場へお越し願っていない場合は、未加入となります。ただし、すぐに就職して厚生年金に加入されていたり、制度が違う共済年金に加入される場合もあり、未加入者は把握できないのが現状でございます。

社会保険事務所では、事業所からの届出により、厚生年金を喪失する時期を把握しておりますので、約３カ月後になっても何ら手続がない場合は、届出が必要ですよといった加入の勧奨文書を送付されておりますが、年金の一元化はされておりませんので、例えば共済年金に加入されている場合は社会保険事務所

では把握できないということで、職権での適用はされていないようです。

一般的には、年金は健康保険とセットということもございまして、町では年金や健康保険の加入手続に来られます住民さんには、加入漏れがないように説明させてもらっており、原則的には未加入者はあり得ないと認識しております。

続いて、第１号被保険者の未納者数ですが、先ほども説明いたしましたように、平成14年度から地方分権一括法により、国・社会保険事務所が直接、年金保険料を徴収されておりますので、取り寄せましたデータによりますと、平成14年３月から、この16年の２月末現在で１カ月以上、24カ月未満の未納者、その対象者は613人ということでございます。

３点目の年金制度の改正内容についてご説明を申し上げます。

急速に進む少子・高齢化は、年金制度に大きな影響を与え、給付水準の見直しや支給開始年齢の引き上げ、保険料の引き上げといった実施を余儀なくされてまいりました。社会経済と調和した持続可能な制度の構築、また制度に対する信頼の確保、また最近の働き方、生き方の多様化に対応した制度の構築を目的に厚生年金、国民年金などの改正案が本年２月10日に閣議決定され、国会に提出されたところです。

国民年金の主な改正内容案を申し上げますと、その１つは基礎年金に対する国庫負担割合を平成21年度までに現在の３分の１から２分の１に段階的に引き上げていくという内容です。ただし、新たに充当する財源がないことから、これに伴います税制上の措置も今後議論されるというものでございます。

その２つ目は、国民年金保険料の段階的な引き上げで、現行の１万3,300円から平成29年度には１万6,900円とするもので、平成17年４月から１カ月280円引き上げられるという内容でございます。

また、国民年金保険料徴収対策強化のため、所得に応じ、多くの段階の免除制度を平成18年7月から導入されるということ。若者の就業困難者に対する納付有用制度を平成17年４月から導入するといった、以上のような内容となっております。国から正式な通知は、まだまいっておりませんが、案として説明とさせていただきます。

今回の一連の新聞報道などによりまして、本町への年金係への４月以降の問い合わせ等につきましては、30件以上問い合わせがあると聞き及んでおります。また、社会保険事務所への問い合わせも多くあると聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、年金制度は昭和36年の施行以来、約40年間、時代の

趨勢に応じて改正に改正を重ね、非常に複雑なものとなっており、町では毎月の広報、国保年金コーナーで１号被保険者を中心としたタイムリーな情報を掲載させてもらっております。

今回の、テレビや新聞の報道にありますように、年金制度に対する関心が高まったことは大変喜ばしいことと考えており、今後も引き続き、年金制度に対する格別のご理解をお願いし、町としても情報提供や未加入のため、老後の年金が受けられないといったことがないように社会保険事務所と連携を深め、努力してまいりたいと思っております。

以上、国民年金制度に対する回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也）　いろいろ説明をいただいたわけでございます。ちょっと、新聞報道にも出ておりますけども、年金の未納付率ですか、これが滋賀県では69.8％というように載っておるわけなんですが、最低のところですと60％ぐらいのところもあるように出ておりますが、竜王町の場合は何％ぐらいですか。

○議長（村井幸夫）　西村住民福祉課長。

○住民福祉課長（西村喜代美）　再質問にお答えをいたします。

本町の収納率、16年２月末現在でございますが、76.6％でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（村井幸夫）　11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也）　次の質問をさせていただきます。

安心・安全のまちづくりについて、お尋ねをいたしたいと存じます。

平成16年度も竜王町行政執行方針の第１番目に掲げられております、安心・安全のまちづくりとして、防災・防犯・交通安全等、住民の安全の推進啓発、諸施策に努めていただいているところでございます。つきましては、本年もその対応、対策にお取り組みをいただいておりますが、次のことについての取り組み、さらに対応についてお考えをお聞きいたしたいと、このように思います。

１点目といたしまして、一般質問で何回かお尋ねをいたしております。学校周辺のスクールゾーン区域指定及び路面表示について、できるだけ早い時期に対応するというように回答もいただいておるわけでございますが、現在といたしまして具体的な計画、対応がわかればお聞かせいただきたいと思います。

２点目といたしまして、弓削地先の水防倉庫の再建についても前回もお尋ねいたしたわけでございますが、必要との考えもあるようでございますので、その

検討の結果について、また計画についてお聞きをいたしたいと思います。

３点目といたしまして、現在、一級河川日野川弓削地先の安吉橋につきましては、現在、地元の協力を得ながら進めていただいておるわけでございますが、１日も早い完成をお願いしたいところでございますが、完成、供用開始の時期についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫）　青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木　進）　川嶋議員さんからのご質問にお答えいたします。

議員さんからは、安心・安全のまちづくりに関して３点のご質問をいただいておりますが、そのご質問の第１点目と第２点目につきましてお答え申し上げます。

まず、第１点目に学校周辺のスクールゾーン区域指定及び路面表示についてお尋ねをいただいております。今日までも何回かご質問にご回答もうしあげましたとおり、スクールゾーンは保育園、幼稚園、小学校等の周辺における幼児や児童の安全を確保するため、これらの施設を中心とする一定の地域内で交通安全施設の整備、交通規制、交通指導取締まり、安全広報等のあらゆる交通安全施策を総合的、集中的に実施すべき地域でございます。

スクールゾーンの設定は、特に法規制はございませんが、交通安全の推進上、有効な対策として効果を上げているものであり、今後、引き続き対象施設周辺の現状把握並びに道路交通安全施設の再点検を実施いたします中で、関係各課の協議、関係機関との指導協議、さらに予算調整等考慮いたします中で検討してまいりたいと考えます。

なお、学校周辺での交通指導、安全広報など、ソフト面におきましては交通安全運動期間を中心に竜王町交通安全対策協議会等での積極的な活動を展開していただいております。

次に、第２点目、弓削水防倉庫のお尋ねでございます。

ご質問の旧弓削水防倉庫につきましては、地元の個人所有地に昭和30年ごろ建築されたもので、施設の老朽化と相まって地元自治会が当該地を有効活用される計画に伴い、種々検討協議をいたしました結果、平成15年８月に当該施設を解体いたしたものでございます。

しかしながら、ご質問にもございますように日野川河川等の防災上、水防倉庫は必要不可欠なものと考えております。水防倉庫の再整備につきましては、地

元防災区から要望されております自主防災資材備蓄倉庫の整備を含め、さらに計画の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（村井幸夫）　小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次）　川嶋議員さんの３点目のご質問にお答えしたいと思います。

平成15年12月の産業建設常任委員会にも説明をさせていただきましたが、主要地方道近江八幡竜王線に架かる安吉橋は、幅員も狭く、歩道もないことから、その改修に平成７年頃より要望してまいりました。

竜王町と近江八幡市にまたがることから、その整備に時間を要しました。全体延長は520メートルで、うち竜王町区間は240メートルであります。竜王町側は、平成13年度に農地山林の近江八幡市側は平成14年度に田の用地調印をいただきました。安吉橋は、平成15年度から近江八幡竜王線緊急地方道整備事業として橋台、橋脚工事に着手していただき、現在も残る下部工の橋脚工事を発注していただいております。

今後は、橋梁上部工事、近江八幡市側の道路改良工事を発注していただく予定であります。工事費が多額となることから、今しばらく時間がかかると予想されますが、平成18年度には工事完了し、供用開始ができる見込みだとお聞きしております。

以上、お答えといたします。

○議長（村井幸夫）　11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也）　スクールゾーンの関係でございますが、これは何回かお尋ねをしておりますし、回答もいただいておるんですけども、さらにまだ検討をするということのようでございますが、できるだけ早く検討もしていただく中で実現をお願いしたいと、このように思います。

それから、ちょっと関連いたしまして信号機の設置でございますが、これも今まで何回か他の議員さんからも質問があったと思いますけれども、県の公安委員会に要請されている箇所は何カ所ぐらいあるのか。さらに、平成16年度で竜王町において設置いただける箇所があれば教えていただきたいと、このように思います。

○議長（村井幸夫）　青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木　進）　川嶋議員さんからの再質問で交通安全施設の整備にかかわりまして、交通信号機の設置要望等でのお尋ねでございます。

信号機につきましては、例年、年１回、近江八幡警察署の方から竜王町内、住民の方々の要望も含めまして照会等がございます。竜王町では、平成15年度でございますが、時期と申し上げますのは７月ごろに聞き取りがございます。そうした中で、平成15年度では竜王町内11基の信号機を要望いたしております。ただ、信号機の要望につきましては交差点の状況、また信号機をつけることによっての交通事情等がございまして、なかなか要望はいたすものの実現には至っておりません。ここ２、３年は信号機は整備されている状況ではございません。ただ、最近の状況といたしまして、県道水口竜王線等国道477号線の交差点でございますが、東出地先でございます。その信号機につきましては、県道水口線が供用開始をしたときに設置をするという予定を聞いております。

以上でございます。

○議長（村井幸夫）　これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時14分